

古代ローマの裁判

解放奴隷たちのその後

信窓会講演会

2013年10月26日

1. You Tube 版「古代ローマの裁判」

- 1.1 エルコラーノ遺跡
- 1.2 書字版にみえるローマの裁判
- 1.3 被解放自由人

2. 「ローマ法」とは何か—古典期の法学をとらえる

2.1 古代ローマ法の歴史の時代区分

古代ローマ法の歴史は、十二表法（前450年頃）に始まりローマ法大全に終わる。その後、中世ローマ法、近代ローマ法の歴史が続く。

明治期の日本の立法者たちは、ドイツやフランスの民法典を参考にして、日本の民法典をつくった。ドイツやフランスの民法典は、古代ローマ法についての大学法学部を中心とする（12世紀にはじまる）長い学問伝統の成果である。

古代ローマの1世紀から3世紀半ばを「古典期」と称している。これは帝政前期（元首政期）と一致する。この時代は、地中海全域をローマが支配し続けていた時代である。

この時代に多数の法学著作が著された。

2.2 ローマ法大全

いわゆる「ローマ法大全」には、学説彙纂 (Digesta)、勅法彙纂 (Codex)、法学提要 (Institutiones)、新勅法 (Novellae) が含まれる。

学説彙纂は、主として紀元後1から3世紀の法学者の著作のダイジェスト版である。

勅法彙纂は、ハドリアヌス帝以降の勅法を集めたもの。

2.3 ローマ法を学ぶ意義

日本の「近代化」はいわば欧米の、すでに出来上がった成果を日本に持ち込むこと。欧米がどうやってその成果を生み出し得たかを学び、そうした成果を日本でも生み出すためにはどうすればよいかという視点が日本では希薄である。

法学は古代ローマの法学者たちとの対話の中でうみだされ、発展した。その成果が近代の法典である。近代の法典を乗り越え、これからの世界に必要な法制度を造ろうとするならば、この学問伝統に立脚した議論を展開する必要がある。

3. 古代ローマの居住用建物

3.1 住宅用建物についての考古学史料

ローマ市内には、いくつかローマ時代の建物はのこっているが、住宅はわずかしかない。

ポンペイは主として共和政期の建築物をのこし、オステティアは3世紀までの建築物をのこしている(その中の多くは2世紀に建設されたものである)。この両者の比較により、共和政期から2世紀にかけての建物の変化を認識することができる。

3.2 ポンペイ

ポンペイの住宅用建物は、共有壁で隣地との境界を画す。

上階は木の横梁を壁に差し込むことでつくっている。

壁体が貧弱であることから、高層階の建物をつくることは困難である。全体的に低層構造となっている。

次の広告がみついている。「Arriana Polliana 区画。Nigidius Maius の所有物。来る7月1日より、中二回付店舗、騎士階級にふさわしい cenaculum、domus を賃貸する。賃借ご希望の方は Nigidius Maius の奴隷 Primus まで。」

3.3 オステティア

住宅用の大規模な建物(通例、insula とよんでいる)がある。これは独自の壁で周囲を囲み、時に4階、5階建てとなる。上階はアーチやヴォールトを用いてつくられ、全体として堅固な構造となっている。

無論、共有壁は用いられず、強固なコンクリート工法が用いられている。

大規模な団地ともよべる区画が存在する。

大規模住宅の多くはハドリアヌス帝の時代に建築された

4. ローマ法の中のアパート管理人

4.1 アパート管理人とは何か

建物を一括して所有者から賃借し、これを複数の者に転貸することで利益をあげることを意図する者のことを指す。

insula の管理業務を担う奴隷のことを insularius と呼ぶが、自由人で上記の業を担う者を指す用語はみつからない。

4.2 アパート管理人の原型

アッティクスの元奴隷のエロスがキケロの不動産を管理している(Cicero ad Atticum より)。

CIL 4, 138 と Pompei VI, 6 をみよ。店舗、居住用物件など10を超える物件の賃貸業務を所有者の奴隷(Primus)が管理している。

4.3 Digesta 中にあらわれるアパート管理人

古典期の初期から後期まで、この種の業者について言及し続けている。

建物賃貸借にあって法学者は、賃借人の居住を守るというよりも、その収益(つまり転貸すること利益を得ること)を保護するという姿勢が強いような印象を受ける。つまり、法学者の議論の俎上の登る最も典型的な建物賃貸借の賃借人は、賃借して居住する者ではなく、これを転貸して利益を図ろうとする者である。(ちなみに、農地の賃貸借の賃借人にとっても収益 (frui) の保護が重要である)

5. Digesta を読んでみよう

D 19, 2, 30(パウルス編『アルフェヌス解答集』3巻より): 「アパート用建物を 30 金でもって賃借した者が、その中の個々の物件を全員から 40 金を徴収する形でもって賃貸した。insula の所有者は、建物に欠陥があると主張し、これを取り壊した。全体を賃借した者が賃借人訴権で訴える場合、訴額をいくらに算定しなければならないかについて質問がなされた。(セルウィウス?)は解答した。もし建物に欠陥があり、必要に迫られて取り壊されたのであれば、土地の所有者が既に賃貸した割合に応じて、また居住者が居住できなくなった期間分について差し引き計算がなされ、その分について訴額が算定されねばならない。これに対し、取り壊す必要がなく、よりよく立て直したいと(土地の所有者が)望んだためにこれをしたのであれば、居住者が退去しなければ賃借人が得たであろう利益分について有責判決がなされねばならない。